

広島市歯科医師会だより

一般社団法人広島市歯科医師会

第 118 号

(H29.2.14)

今月のトピックス

広島市歯科医師会会長予備選挙立候補のご挨拶	1 ページ
行事報告	
小規模多機能ホーム舟入主催認知症カフェ「舟入カフェ」	2 ページ
旧会館最後の休日等歯科救急医療	2 ページ
川原正照氏に当選証書	3 ページ
第 55 回広島県学校保健研究協議大会	3 ページ
支部だより	
中区支部	4 ページ
東区支部	5 ページ
各部からの報告	
保険・医療対策部	7 ページ
広報部	7 ページ
FM ちゅーピー	14 ページ
会員ひろば	
新入会員紹介	15 ページ
1 月定例理事会報告	17 ページ
訂正のお詫び	19 ページ

広島市歯科医師会会長予備選挙立候補のご挨拶

謹 啓

会員の皆様方にはますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、来る二月五日には、広島市歯科医師会会長予備選挙が実施されます。

私はもとより浅学菲才の身ではございますが、これまで広報部理事、専務理事、副会長、会長職を務めさせていただいた永年の経験を活かし、「未来へ継承する歯科医師会の構築」をテーマとして会員の先生方の負託に応えるべく、また歯科医師会の発展のため微力ながら献身努力することをお誓い申し上げ、立候補の決意表明をさせていただきます。

私は逆境にあっても、会員一人一人が「精神的にも経済的にも凜として歯科医療保健に邁進できる環境」の実現をめざし、会員の皆様方の資質と英知を抛り所に、歯科医療環境整備に粉骨砕身取り組んでまいる所存でございます。

本会は広島県歯科医師会館の新築移転に伴い、事務局機能を新会館内に移し、新たなる出発をしたところです。そして来年、平成三十年二月には本会創立百周年の大きな節目を迎えます。先人の遺した偉業により、今では広島県はもとより中国四国地区の雄たる郡市地区歯科医師会に成長した本会ですが、これからは現在の会員が知恵と勇気と覚悟をもって、百年後の未来の会員に誇れる『広島市歯科医師会』を継承しなくてはなりません。

会員の先生方にはお心を煩わしたり、ご負担をおかけすることも多々あろうかと存じますが、意のあるところをお汲みとり頂き、ご支援をお願い申し上げます、立候補のご挨拶とさせていただきます。

謹 白

平成二十九年一月十六日

川原正照

行事報告

小規模多機能ホーム舟入主催認知症カフェ「舟入カフェ」

日時：平成 28 年 12 月 24 日(土)午後 2 時

場所：「小規模多機能ホーム舟入」

平成 29 年度から開始する介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業と略）においては、専門的な介護予防サービスが必要な人にはこれまで同様既存の介護事業者によるサービス提供を行いつつ、新たに、要支援者等に対し地域住民等によるボランティア的な生活支援サービスを提供するとともに、対象者を限定しない地域住民等の主体的な介護予防活動を育成・支援するなど、多様なサービスや場の提供を行うこととなる。そのため、平成 29 年 4 月からの本格実施に向けて、平成 28 年度は地域住民等による多様なサービス提供を先行的に行い、実施モデルを確率する事が示されている。

現在、広島市では 37 ヶ所で実施されており、市歯会圏域（旧市内）においては 18 ヶ所（行政補助有り、行政補助なし自主開催を含む）で実施されている。

標記の通り、小松大造地域歯科保健部理事が小規模多機能ホーム舟入主催の認知症カフェ「舟入カフェ」に参加した。認知症の個別相談や認知症になっても住み慣れた地域で安心した生活を継続するための様々な相談を受けた。

今後も生活圏域において認知症カフェの運営が進められると思われるが、まずは地域歯科保健部が中心となり積極的に参加していく所存である。



認知症カフェの様子(左)と外観(右)

旧会館最後の休日等歯科救急医療

日時：平成 29 年 1 月 15 日(日)午前 9 時

場所：富士見町県歯会館 1 階「口腔保健センター」

平成 29 年 1 月 15 日、広島では 33 年ぶりの 19 センチ積雪の中、富士見町の旧県歯会館「口腔保健センター」での最後の休日等救急医療が行われた。

当番医は佐伯歯会の阿部竜也氏と、市歯会の林靖一郎氏のお二人と、受付、歯科衛生士は市歯会事務局の馬場、上向井、中村だった。

当日会館の 200V の電源が切れており、暖房、コンプレッサーが動かない中、コートを着込み訪問診療ユニットを用い、8 人の患者さんの

救急処置を滞りなく終え、旧会館「口腔保健センター」の役目を終えた。

出務していただきました先生方並びに事務局員の皆さん、寒い中ありがとうございました、また旧会館「口腔保健センター」、警備員さん、長い間お勤めご苦労様でした。

1 月 22 日からは、二葉の里の新会館一階「口腔保健センター」にて休日等歯科救急医療が行われていますので、よろしく願いいたします。



積雪の様子(左)当日出務したスタッフ(右)

川原正照氏に当選証書

日時：平成 29 年 1 月 25 日(水)午後 1 時

場所：県歯会館 1 階「市歯会会長室」

本会次期会長予備選挙候補届出期限の 1 月 21 日までに届出のあった者は川原正照氏一名のみであったため、本会選挙管理委員会で審査の結果、同氏を次期会長予備選挙の無投票当選者と決定し、久保木利正選挙管理委員会委員長から当選証書が手渡された。6 月 24 日の市歯会総会で承認されたのち、次期会長に決定する。

川原正照氏は昭和 31 年 12 月 23 日生(60 歳)、広島大学歯学部卒、市歯会理事、同専務理事、同副会長を歴任、平成 27 年から現在まで市歯会会長。

任期は平成 29 年 7 月 1 日から平成 31 年 6 月 30 日までの 2 年間である。



当選証書を受け取る川原正照次期会長（右）と久保木利正委員長（左）

第 55 回広島県学校保健研究協議大会

日時：平成 29 年 1 月 26 日(木)午後 1 時 30 分

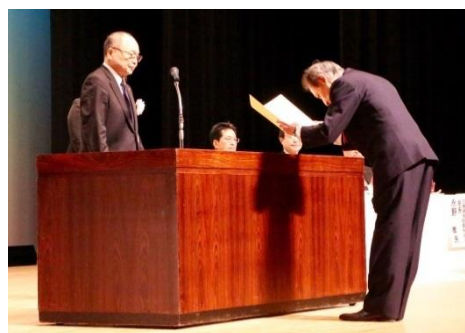
場所：「広島県民文化センター」

広島県教育委員会及び広島県学校保健会が主催、県歯会などが後援し、第 55 回広島県学校保健研究協議大会が開催された。

下崎邦明広島県教育委員会教育長、平松恵一広島県学校保健会会長らの挨拶に続き、「広島県学校保健及び学校安全表彰」ならびに「学校医、学校歯科医及び学校薬剤師永年勤務者への感謝状贈呈」が行われた。本会からは浅川敏文氏（古田小学校学校歯科医）、今井正人氏（国泰寺中学校学校歯科医）、小田正秀氏（大州小学校学校歯科医）らが永年勤務者としての感謝状を授与された。

続いて、東広島市立小谷小学校の長野由知氏が「心身ともに健康に日々の生活を過ごし自己表現しようとする子どもの育成～家庭・地域と創るヘルスプロモーションスクールを

めざして～」と題した実践発表を行った。最後に、「子どもたちの命を守るために～『ASUKA モデル』への想い～」と題した講演を桐渕博前さいたま市教育長らが行い本協議大会は終了した。



感謝状を授与される今井正人氏

支部だより

中区支部

第 7 回 吉島地区多職種連携会議

日時：平成 29 年 1 月 21 日(土)午後 3 時

場所：広島市吉島福祉センター 2 階「多目的ホール」

通例通り開会挨拶に始まり、吉島圏域在宅推進リーダーである田丸卓弥医師より、趣旨説明が行われ会議へと移行した。

今回の会議のテーマは『食べる』を支える～病院と在宅をつなぐために～であり、事例紹介が吉島病院地域医療連携室の杉元公美子

氏より「患者は83歳の男性で、パーキンソン病の持病があり、誤嚥性肺炎を併発した事例に対する食支援について」の趣旨内容で行われた。

その後、グループワークに移行し、15に分かれたグループにおいて各ファシリテーターの進行の下、各テーブルでのそれぞれの職種による意見交換が行われた。そして、グループ発表が行われた。

それからこの事例に対する専門職の立場からの解説があり、それは摂食嚥下障害看護認定看護師、管理栄養士、歯科医師、薬剤師、介護支援専門員の5つの立場から行われた。なお、歯科医師の立場からは小松大造市歯会地域歯科保健部理事が行った。

さらに今回は経腸栄養剤の「エンシュア」と「エネーボ」の試飲会もあり、筆者の知る昔のもの比べれば、いろいろな味（バニラ

味、ストロベリー味など）が増え、格段に飲みやすいものとなっていた。

この会議には、市歯会より荒谷恭史氏、石嶋誠司氏、香川次郎氏、加藤千季氏、鎌田一道氏、小島将督氏、小松大造氏、橋本佳子氏、波田佳範氏、花木清隆氏、平野隆司氏と、小尻幸枝歯科衛生士が出務した。



解説をする小松大造地域歯科保健部理事

中区支部中1班班会

日時：平成29年1月23日(月)午後7時

場所：「梅本別館」

中区支部中1班の班会が行われた。

最初に、小田浩班長の進行の下、石本勝三副班長より会計報告がなされ、来賓挨拶として、川原正照市歯会会長と、波田佳範中区支部長より行われた。

その後、森田眞氏による乾杯が行われ宴へと移行した。平成29年1月も半分を過ぎ、この1年がどういう年になるか、期待と不安を混じらせての船出ではあるが、諸先生方に幸多からんことを祈る次第であった。

閉会の辞は、小松昭紀氏より行われた。



班会での集合写真

中区支部中3班新年会

日時：平成29年1月27日(金)午後7時30分

場所：「かに道楽 広島店」

中区支部中3班新年会が開催された。

山田庸二副班長司会進行の下、平野隆司班長開会挨拶、波田佳範中区支部長来賓挨拶の後、関野憲三氏の乾杯の音頭で開宴となった。

新入会員の今村典裕氏、加藤千季氏が初めて参加し、今後の抱負等を語った。

様々な年代が集まり、和やかな雰囲気の中に会は進み、最後にじゃんけん大会が開かれ、激戦を勝ち残った先生が豪華景品を持ち帰っていた。



新年会での集合写真

介護予防教室

日時：平成 29 年 2 月 3 日(金)午後 1 時

場所：「江波東集会所 1 階」

広島市江波地域包括支援センター主催の介護予防教室として、「介護予防教室～食べて鬼退治！介護予防！～」と題して、加藤千季中区支部会員及び地域歯科保健部委員が 24 名の江波地域の住民に対し講演を行った。

講演日が節分であったことから、口腔内細菌を鬼に見立て、細菌が口や全身に及ぼす影響を述べた後、細菌を退治する方法をセルフケア、プロフェッショナルケアの両面から説明した。

最後に、口から食べる重要性を説明し講演を終えた。

中区支部では市民に対して直接かかわりを持てる講演を今後も続けていきたいと考えている。



講演をする加藤千季地域歯科保健部委員

東区支部

医療と介護・地域との多職種会議

日時：平成 29 年 1 月 20 日(金)午後 7 時

場所：東区総合福祉センター3 階「大会議室」

医療と介護・地域との多職種連携会議が標記の日時場所で行われた。この会議は「高齢者が住み慣れた場所で出来るだけ暮らせるように」とのコンセプトで、地域包括システム理念の下、多職種が連携していく為に、昨年度より年間 2 回、開催している。参加者は東区医師会の医師、市歯会東区支部の歯科医師 6 人「山本（道）・宮地・木村・蜂須賀・前島・山崎（和）各氏」、広島市薬剤師会の薬剤師、地域連携室、ケアマネジャー等、訪問看護師、東区役所職員の約 70 人が参加した。近藤隆司二葉地域包括センター役員の司会進行で始まり、藪野玲子広島市二葉地域包括支援センター長の開会の挨拶があった。そして講義には、谷本恵美子ミルクケアサービスセンター・ショートステイ施設長が、「認知症カフェに取り組んでみて～歩み始めたハッピーミルク～」という題目で講義を行った。世界各国での認知症カフェのスタイルの違いの説明から始まり、自医院での

取り組みやその後の変化について詳しく説明があった。その後、質疑・応答があり、前島真紀子氏を始め、多くの人が積極的に質問などをした。その後、多職種交流・意見交換会に移り、講義の感想や専門職としての関わり方や支援方法について意見を交し合った。最後に谷本雅伯谷本クリニック院長が閉会の挨拶をして終了した。



会議の様子

東区支部会及び新年会

日時：平成 29 年 1 月 28 日(土)午後 7 時

場所：アンデルセン「デンマークルーム」

東区支部会及び新年会が標記の場所で行われた。支部会は宮地謙副支部長の司会進行で始まり、山本道直支部長の挨拶があった。報

告事項として行事報告の説明があり、東区イベント出務医及び、休日歯科救急医療施設当番の予定について説明があった。平岡弘光県

歯会国保理事より、県歯会国保組合の5年後の将来像について説明があった。協議事項として支部長・副支部長選任に関する支部会規則について（①年齢順②免除の条件）協議され、次回の支部会に引き続き協議される事になった。その後、新年会に移り、（35名が出席）市歯会から川原正照会長、熊谷宏副会長（専務兼任）、東区支部より推薦させていただいている緒方直之広島県議会議員、山路英男広島市議会議員、畑石顕司広島県議会議員にも出席して頂いた。山本道直支部長の司会進行で始まり、川原正照会長の挨拶があった。その後議員の紹介があり、緒方直之氏、山路英男氏、畑石顕司氏、それぞれの挨拶があった。その後、山村剛氏の乾杯に移り、三戸敦史県歯会理事により、新会館の口腔保健センターに関する説明と、2名の勤務医の紹介がなされ、宮内美和センター長（外科・麻酔科）、濱陽子副センター長（障害児歯科）の挨拶があった。

医療安全研修会

日時：平成29年1月30日（月）午後7時
場所：東区総合福祉センター3階「大会議室」

医療安全研修会が標記場所で東区医師会、東区地対協、広島市医師会臨床検査センターの共催で行われ、本会東区支部から新谷奈穂子氏、竹本美保氏、能美和基氏、蜂須賀永三氏、宮地謙氏、山村剛氏、山本道直氏が出席した。

堀内賢二東区地対協副会長の司会で、佐藤修治東区地対協会長のあいさつの後、永田秀之東区地対協理事を座長とし、標記研修会が行われた。

日山亨広島大学保健管理センター准教授が「ヒューマンエラー（うっかりミス）による医療事故を起こさないために」と題して講演した。その中で、まず5つの最近の医療訴訟の特徴を紹介された。医療訴訟件数は徐々に増加していること、病院側の敗訴率は徐々に下がってきていること、医療訴訟のハイリスクエリアとして広島は10位であること、時代ともに患者の訴えの内容が変わってきていて、不適切な治療による訴えが増えていること、医学的な根拠のない訴えが増えていることが紹介された。講演の後半では、ヒューマンエラーが関係した具体的な事例が示さ

そして新入会員の紹介に移り、野坂覚、橋田崇史、野村登志夫、新谷奈穂子各氏より挨拶があった。瀬戸内の魚介類をふんだんに用いた創作料理や肉料理に舌鼓を打ちながら、歯科医療の情報交換がなされ、親睦を深めた。最後に、宮地謙副支部長の閉会の辞により盛況のうち閉会した。



新年会での集合写真

れ、ヒューマンエラーによる医療事故を起こさないために、読みにくい、わかりにくい、探しにくい「にくい」をなくそうということ、間違いを指摘してもらった時には、ムスツではなく、「ありがとう」の一言をとという提言がされた。

その後、質疑応答が行われ、谷本雅伯広島市医師会常任理事のあいさつで閉会した。



講演を行う日山亨准教授

各部からの報告

保険・医療対策部

2017年概要

消費税率10%への引上げが平成31年10月に2年半延期されたことに伴い、住宅取得の際の契約日による税率適用の経過措置や住宅ローン減税の適用期限、自動車取得税の廃止時期などの見直しが行われていますので注意が必要です。

本年1月から、いわゆるスイッチOTC医薬品の購入額が年間1万2千円を超えた場合に、その超えた部分の金額（8万8千円を限度）を所得控除できる医療費控除の特例（セルフメディケーション税制）がスタートします。薬代のみを対象にする特例制度導入の背景の一つには、増大する医療費の抑制があります。平成33年末までの適用で、通院、入院費用等も対象となる現行の医療費控除とは選択適用になります。

毎年9月に引き上げられてきた厚生年金の保険料率は、本年9月の引上げを最後に固定されます。企業の社会保険料負担の増大が、一部ではあるものの止まることになるわけですが、年金財源である消費税の税率引上げが延期されたことを考えると、その影響が心配されます。

広報部

今月の知っておきたいこと

リンク切れはご容赦を。
記事の確認は自己責任にてリンク先でお願いします。
最新記事はホームページにてご覧ください。

▼摂食機能の向上に向け、自治体が多職種ネットワーク構築の支援を一厚労省

介護予防に積極的な自治体では、高齢者に対して「口腔と摂食機能の重要性」や「機能低下の予防方法」などを学ぶ機会を設けたり、在宅の要介護患者や介護保険施設入所者への歯科医療サービス提供体制を自治体主導で構築しているほか、多職種による「食べること」の支援ネットワーク構築に向けた連携ツール作成などを行っている。

厚生労働省が24日に公表した「高齢者の口腔と摂食嚥下の機能維持・向上のための取組に関する調査」結果から、こういった状況が明らかになりました。厚労省はこうした先進事例の情報提供を通じて、横展開を促していく考えです。

（以下 下記リンク先参照）

メディ・ウォッチ(2017年1月24日)

<http://www.medwatch.jp/?p=12093>

参考・・・・・・・・

厚生労働省 「高齢者の口腔と摂食嚥下の機能維持・向上のための取組に関する調査」の結果を公表します

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000148717.html>

厚生労働省では、このたび、介護予防事業などにおける高齢者の口腔と摂食嚥下の機能支援について、先進的な取組を行っている5つの自治体（東京都大田区、同新宿区、千葉県柏市、富山県南砺市、岡山県鏡野町）を対象とした調査の結果を取りまとめましたので、公表します。今回調査した5つの自治体では、歯科医師会、歯科衛生士や管理栄養士などの多職種の専門職と連携して、以下の取組を推進していることが分かりました。

【調査結果のポイント】

1. 介護予防事業で、高齢者が口腔と摂食嚥下の機能の重要性と機能の低下などに対する予防方法について学ぶ機会を提供

2. 自治体が主導して、重症化予防のために、在宅の要介護高齢者や介護保険施設入所者への歯科医療サービスの提供体制を構築 3. 多職種の専門職が「食べること」の支援ネットワークを構築できるよう、連携ツールや地域研修会を通じて支援に伴う課題とノウハウを共有

今回の報告書は、厚生労働省ホームページに掲載するとともに、自治体の歯科保健担当部署へ情報提供のための事務連絡を行い、取組の推進を図ります。

【添付資料】 「高齢者の口腔と摂食嚥下の機能維持・向上のための取組に関する調査」 (報告書概要)

<http://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-12605000-Seisakutoukatsukan-Seisakuhyoukakanshitsu/000148919.pdf>

※報告書全文

『高齢者の口腔と摂食嚥下の機能維持・向上のための取組に関する調査』

アフターサービス推進室活動報告書Vol. 25 (平成29年1月24日)

<http://www.mhlw.go.jp/iken/after-service-vol25.html>

▼歯科衛生士の不足、介護に影 高齢者ケアに重要な役割／訪問診療まで手回らず

口内のケアを担う歯科衛生士の不足感が強まっている。様々な病気の予防にもつながるケアは特に高齢者に対して重要だ。衛生士の不足は健康や医療の先行きに暗い影を落とす。

千葉県市川市のある歯科医院は2014年から、歯科衛生士がいない。治療と予防歯科を担当するのは院長(57)1人だけ。「ハローワークなどを通じて求人しているが、勤務条件に合う人材が集まらない」と嘆く。

歯科衛生士は歯の掃除など口腔ケアと呼ばれる業務を担当する。治療行為はできないが、受け付けや歯科医師の診療の補佐的な役割のみをする歯科助手と異なり、国家資格が必要となる。

一般に1医院で最低2人の衛生士が必要だといわれるが、14年時点の全国平均は約1.5人ととどまっている。

(以下 下記リンク先参照)

NIKKEI STYLE (2017年1月23日)

<http://style.nikkei.com/article/DGXMZ011864010Z10C17A1TZD000>

▼2018年の国保都道府県化や診療報酬改定など「惑星直列」に向け、2017年が重要—厚労省・鈴木保険局長

お伝えしているとおり、厚生労働省は19、20に2日間にわたって全国厚生労働関係部局長会議を開催しました。

2017年度の重要事項を都道府県の保健福祉担当者に詳しく紹介するもので、保険局の重要事項については、厚生労働省保険局の鈴木康裕局長が大枠を、担当課長が詳細を説明しています。

(以下 下記リンク先参照)

メディ・ウォッチ(2017年1月20日)

<http://www.medwatch.jp/?p=12059>

▼次の医療計画、「地域包括ケア計画に」—厚労省医政局長

厚生労働省の神田裕二医政局長は19日、各自治体の厚生労働行政の担当者を集めた「全国厚生労働関係部局長会議」で、2018年度から6か年の次期医療計画について、「実質的に地域包括ケア計画といえるもの」にするよう呼び掛けた。

25年には団塊世代が75歳以上となる。国は、重度な要介護状態になった人でも住み慣れた地域で暮らし続けられるように、必要な医療・介護サービスなどを一体的に提供する「地域包括ケアシステム」の構築を、同年を目途に推進している。

19日の同会議で神田局長は、必要な医療提供体制を確保するために都道府県が定める医療計画と、必要な介護サービスを確保するために市町村が定める介護保険事業計画などが、いずれも18年度から次期計画に移る予定だと指摘。2つの計画の整合性を取る必要性を強調した。

基金、医療構想実現に向けた計画踏まえ配分

また神田局長は、17年度の「地域医療介護総合確保基金」の交付について、「地域医療構想」に盛り込まれた将来の必要病床数の実現に向け、具体的な整備計画が策定されているかどうかなどを踏まえて配分する方針を示した。

同基金は、地域包括ケアシステムの構築などを進めるため、各都道府県に設置されたもので、医療分と介護分がある。医療分は、▽地域医療構想の実現に向けた整備▽在宅医療の提供▽医療従事者の確保—のいずれか

に関する事業が交付対象。16年度は904億円のうち、同構想の実現に向けた整備に関する事業に458億円(50.7%)が配分された。

17年度の医療分の交付額は、16年度と同額の見込みだが、神田局長は、39都道府県が昨年末までに同構想を策定済みで、残る8府県も年度内に策定する予定だと指摘。同構想に向けた整備事業への配分を、より重点化させる考えを示した。

一方、在宅医療の提供や医療従事者の確保に関する事業への配分については、「継続実施が不可欠な事業に配慮しながら調整を行っていききたい」と述べ、例えば院内保育所の新設などには別の政府予算の活用を検討するよう促した。

医療構想実現へ、権限の行使検討して

神田局長は、地域医療構想の実現に向けた調整についても言及し、地域の医療機関の関係者同士が話し合っ
て進めるのが基本だと強調した。その上で、例えば話し合いが進まない場合には、都道府県知事が権限を行使し、公的医療機関に指示を出すことなどを検討してほしいと呼び掛けた。

現行のルールでは、関係者同士の話し合いが進まない場合に、都道府県知事が医療審議会の意見を聴いた上で、地域で不足している医療機能を担うよう公的医療機関に指示することなどが認められている。一方、民間医療機関に対する指示は認められていない。

神田局長は、「権限の施行状況を踏まえて、(権限などについて)また検討することになっている」とも述べた。

かかりつけ薬剤師の実績積み重ねて

19日の同会議で同省の医薬・生活衛生局の武田俊彦局長は、地域包括ケアシステムの中で、薬剤師・薬局が積極的に職能を果たし、患者の「かかりつけ」となることが必要だと強調した。特に、18年度に診療報酬・介護報酬の同時改定が予定されていることも踏まえて「実績を積み重ねることが大事」だと訴えた。

武田局長は、「かかりつけ」の薬剤師・薬局に求められる機能などは15年10月に同省が示しており、16年度はその機能のモデル事業を実施していると紹介。17年度も、予算を増額してモデル事業を実施する予定で、3月までに募集を開始したいとした。

Yahoo! ニュース (2017年1月19日)

<http://headlines.yahoo.co.jp/hl?a=20170119-00000001-cbn-soci>

参考

厚生労働省 平成28年度全国厚生労働関係部局長会議(全体会議・厚生分科会)資料

<http://www.mhlw.go.jp/topics/2017/01/tp0117-1.html>

資料多数

ニュースピックアップ

▼育児・介護で退職、4月から再雇用に助成金…1人あたり20万～40万円

厚生労働省は来年度、子育てや介護を理由に退職した人の再雇用制度を後押しする助成金を創設する。

元従業員を復職させた企業に1人につき20万～40万円を支給するもので、多様な人材の活躍を目指す政府の「働き方改革」の一環。2017年度予算案に約37億円を計上し、初年度は最大1万人を対象とする。

制度の対象となる離職理由は、妊娠、出産、育児、介護の四つ。いずれかの理由で退職した人を再雇用し、6か月以上雇い続けた企業に助成金を支給する。助成額は、1人目は大企業30万円、中小企業40万円、2人目以降は、大企業20万円、中小企業30万円。再雇用して6か月目と1年目に半分ずつ2回に分けて支給する。

制度を利用する前提条件として、企業には、再雇用制度を就業規則に盛り込むほか、退職時、再雇用の希望者のリストを作成することを義務づける。再雇用する人は、退職から1年以上が過ぎていれば、離職していた期間は問わない方針。

ただし、制度の悪用を防ぐため、再雇用後の処遇が著しく低くなる場合は対象外にすることを検討する。例えば、子育て中に正社員だった人を、賃金の低いパートなどとして再雇用した場合は、対象としない。また、助成を受けられる再雇用者の人数は、1社当たりの上限を設ける。

国立社会保障・人口問題研究所の調査(15年)によると、第1子の出産を機に離職する女性は約5割。「介護離職」も深刻で、総務省の調査によると、家族介護のために仕事を辞める人は年間約10万人に上る。介護を理由に仕事を辞めた正社員の6割弱が「仕事を続けたかった」と回答した厚労省の委託調査(12年度)も

	再雇用者 1人あたりの助成金額	
	中小企業	大企業
1人目	40万円	30万円
2人目以降	30万円	20万円

※雇用継続6か月目と1年目に半額ずつ支給

あり、働きたくても不本意に辞める人も少なくない。

だが、介護や子育てが一段落して働ける状況になっても、いったんキャリアが途切れてしまうと、退職前に培った業務経験を生かして元の勤め先に復職することは簡単ではない。こうした状況を踏まえ、同省は、「再雇用制度は、働く側は、能力や経験を生かしやすい一方、企業にも、新たに人を雇って育てるコストを減らせる利点があるはず」と今回の制度の意義を強調している。

◇【再雇用制度】退職した労働者が、同じ企業に再び雇用される制度。厚生労働省の委託調査（2014年度）では、定年後の制度を除いて、再雇用制度を設けている企業は16.7%。メリットとして、「経験を生かして働いてもらえる」「不足する人材を確保できる」「会社に愛着を持った人を雇える」などを挙げる企業が多い。

yomiDr（2016年12月27日）

https://yomidr.yomiuri.co.jp/article/20161227-0YTET50025/?catname=news-kaisetsu_news

Point of View

◎歯科の業界でも出産・育児・介護などで離職を余儀なくされるスタッフがいるようです。これらの人材を再雇用できるような環境が整備されれば、各医院で頭を悩ませている人材の確保もより促進されるのではないでしょうか。

▼子ども医療費の補助減額廃止 18年度から、未就学児対象

厚生労働省は17日、子どもの医療費を独自に助成している市町村に対して国が実施している補助金の減額措置について、小学校入学前までを対象にした助成であれば、2018年度以降、減額しない方針を決めた。同日開かれた全国知事会ら地方団体との協議の場で、明らかにした。

国は助成が安易な受診を招き、医療費の増加を招くとの考えから、市町村が運営する国民健康保険の国庫負担金を減らしているが、少子化対策に逆行するとして、自治体が廃止を要望していた。

厚労省は、減額措置の廃止により生じる財源は、さらなる医療費の助成拡大ではなく、ほかの少子化対策に充てるよう市町村に求めた。

47NEWS 2016年12月17日

<http://this.kiji.is/182830474080437753?c=39546741839462401>

Point of View

◎子どもの医療費を独自に助成している市町村に国が実施している補助金を減額してきた制度を、小学校入学以前の子どもに対しては減額しないこととしたようです。家庭での子どもの医療費の負担を軽くすることは、少子化対策として良いことと思われるので、この流れが続くといいかと思えます。

▼市販薬購入費1万2千円超で減税 1月から、領収書保存を

新年からは、ドラッグストアなどで市販薬を買った際の領収書は捨てないで保存を。「スイッチOTC薬」と呼ばれる薬の購入費が年1万2千円を超えれば、税負担が軽減される医療費控除の特例制度が1月からスタート。軽い病気では医療機関にかからず、自ら健康管理をするよう促すのが狙いだ。

スイッチOTC薬は、医師の処方が必要だった医療用医薬品の安全性が確認され、店頭販売できるようになった薬。家族の年間購入額の合計が1万2千円を超えた部分を、最大8万8千円まで課税所得から差し引く。「セルフメディケーション税制」という仕組みで、2021年12月末まで5年間の時限措置。

47NEWS 2016年12月31日

<https://this.kiji.is/187828656944956924?c=39546741839462401>

Point of View

◎「スイッチOTC薬」と呼ばれる薬の市販薬を一般の薬局で購入し、その購入費が年間1万2千円を超えた場合、医療費控除されるようになるようです。ただし、5年間の時限措置のようです。これは、軽い病気は医療機関を受診せず、自分で治すようにすることが目的のようです。医療費の削減につながるかもしれませんが、安易な自己診断は非常に危険で、かえって重症化するということにつながらなければよいですが、どうでしょうか。

▼聞きたい薬情報と説明に差

医師から処方される薬について一般市民が入手したい情報と、医師や薬剤師から実際に説明される内容には、ずれがあることが日本製薬工業協会の調査で分かった。今年6月にインターネットで実施、20歳以上の男女2千人の回答を分析した。

市民が聞きたい情報（複数回答）は多い方から、薬の副作用（53%）、効能・効果（50%）、種類・成分・特長（42%）、薬の飲み合わせの注意（41%）などだった。

一方、回答者が実際に説明を受けたのは薬の服用方法（77%）、効能・効果（75%）、種類・成分・特長（71%）が多く、薬の副作用は31%、薬の飲み合わせの注意は20%にとどまっていた。

47NEWS 2016年12月20日

<http://www.47news.jp/feature/medical/2016/12/post-1623.html>

Point of View

◎医師から処方された薬について一般市民が知りたい情報と、実際に医師や薬剤師から受けた説明とずれがあることが分かったそうです。もらった薬について一般市民が知りたい情報は副作用がトップのようです。それに対して、医師や薬剤師の説明は、服用方法が主で、副作用についてはあまり説明がされていないようです。今後、薬を処方する際は副作用についても説明した方がよいかもかもしれません。

▼高齢者 75歳から…老年学会、見直し提言

日本老年学会などは5日、現在65歳以上とされている高齢者の定義を75歳以上に見直す提言を発表した。65～74歳には「准高齢者」という新たな区分を設け、就労やボランティアに参加できる枠組みを創設すべきだとしている。

近年、元気な高齢者が増えていることから、同学会は2013年に高齢者の定義の再検討に着手。1990年代以降の高齢者の身体、知的能力、健康状態に関する国内のデータを収集、分析したところ、ここ10～20年間に5～10歳程度、若返っていることがわかった。特に65～74歳は、心身の健康が保たれ、活発な社会活動が可能な人が多いため、75歳以上を高齢者とするのが妥当と結論づけた。

65～74歳は、高齢者への準備段階にあたる准高齢者と定義した。この年齢層は、若い世代に比べれば身体機能が低下し、個人差も大きいことから、個々の健康状態に合わせた就労や、技能、経験を生かしたボランティアなどの社会参加を促すべきだとした。

一方、今回の提言を年金の支給年齢引き上げなど、社会保障制度の変更と直接結びつけることには、慎重な対応を求めている。

同学会の作業部会座長として提言をまとめた大内 尉義やすよし・虎の門病院院長は、「65歳以上を高齢者とする定義は今の日本に合わないのではないかと。定義を見直すことで国民の意識が変われば、より多くの方が社会の支え手に回るようになる。社会に参加することで、健康な状態をより長く保つこともできる」と話している。

<高齢者の定義> 国連が1956年の報告書で、高齢化率の基準となる年齢を「65歳以上」として以降、国際的に65歳以上を高齢者とするのが主流になったとされるが、60歳以上を高齢者と扱う場合もあり、統一した定義はない。56年当時の日本人の平均寿命は男性63.59歳、女性67.54歳だったが、2015年は男性80.79歳、女性87.05歳と飛躍的に延びている。

yomiDr (2017年1月6日)

https://yomidr.yomiuri.co.jp/article/20170106-0YTET50017/?catname=news-kaijitsu_news

Point of View

◎平均寿命が年々伸びているようですが、老化自体もだんだん高年齢になり始めているように感じられます。何十年か先には「50, 60はなたれ小僧。高齢者は90歳から」という時代が来るかもしれません。

▼介護事業所の利益率減少、厚労省 15年度のマイナス改定で

厚生労働省は28日、2014、15年度の介護事業所の経営状況に関する調査結果を発表した。15年度の利益率は全サービスで平均3.8%。事業者を支払われる報酬の引き下げにより、14年度から1.1ポイント下がった。

介護報酬は3年に1度改定される。15年度は全体で2.27%引き下げとなり、9年ぶりのマイナス改定だった。利益率が高すぎるとの指摘があったが、厚労省は「中小企業並みに落ち着いた」としている。

調査は全国の1万6280事業所を対象に実施。うち47.2%に当たる7681事業所から有効回答を得た。

47NEWS 2016年12月28日

<https://this.kiji.is/186633787178026485?c=39546741839462401>

Point of View

◎介護事業所が診療報酬の改定により、利益率が減少したようです。利益率が高すぎるとの指摘があった為、介護報酬を引き下げたようです。厚生労働省のさじ加減一つで我々の生活も大きく影響を受けるということを実感しました。少子高齢化が進んでいく中で、これからの社会保障はどうなるのでしょうか。

▼角膜再生 i P S を冷凍保存し「細胞バンク」…大阪大チーム、17年度にも設立

けがや病気で傷ついた目の角膜の再生医療を研究する大阪大の西田幸二教授（眼科学）らのチームが、他人のiPS細胞（人工多能性幹細胞）から角膜の元となる細胞を作って凍結保存する「細胞バンク」を2017年度にも設立することがわかった。

治療までの期間やコストを抑えるのが狙いという。

チームは京都大が保管する、他人に移植しても拒絶反応が起きにくい特殊なiPS細胞から作製した角膜の

細胞を、患者数人に移植する臨床研究を17年度から始める予定だ。しかし、この手順では、移植する角膜の細胞を作るまでに半年以上かかるなど、将来的に一般医療として普及させるには課題があった。

そこで、企業と協力し、他人から作ったiPS細胞を角膜の元となる細胞に変えて保存する自前のバンクを設立。あらかじめ遺伝子検査し、保存する細胞の品質も確かめるといふ。

西田教授は「バンクの細胞を使えば、移植までにかかる期間は1～2か月に短縮でき、コストも抑えられる」と話している。

yomiDr (2017年1月12日)

https://yomidr.yomiuri.co.jp/article/20170112-0YTET50004/?catname=news-kaisetsu_news

Point of View

◎iPSはこれからの再生医療の切り札となるのでしょうか。いずれ歯科の分野でも「歯の再生」という形で応用されるようになる可能性もあります。歯科医師の仕事である欠損補綴ももしかすると「歯の種を植える」治療に代わるかもしれません。

▼緩和ケアでQOLは向上するが余命は延びない(2016.12.1配信)

緩和ケアにより、重篤疾患の患者やその家族への負担を軽減することはできるが、患者の余命を延長するという根拠はないことが、既存のエビデンスのレビューにより明らかにされた。研究の筆頭著者で米ピッツバーグ大学医学部助教授のDio Kavalieratos氏は、「緩和ケアと死亡までの期間との間には全く関連が認められなかった」と述べている。緩和ケアは、患者の症状、痛み、ストレスの軽減に重点を置く治療である。また、患者や家族の意思決定を助け、心理的支援を行う側面もある。今回の報告は、緩和ケアによる生存期間と生活の質(QOL)への影響に関する初めてのレビュー。研究グループは、成人の重篤疾患患者1万2,700人強とその介護者2,500人弱を対象とする43件の臨床試験のデータを分析した。個別の研究では緩和ケアによって余命が延びる可能性が示されていたことから、研究チームは最新のエビデンスを統合することによりその裏付けを得ようとした。

Kavalieratos氏によると、緩和ケアを受ける患者は苦痛が軽く、疾患によるストレスも少ないため、余命が延びるといふ主張は生物学的にも納得できるものであったという。一方で、緩和ケアは本来、死期を遅らせることを意図したものではないと同氏は指摘する。今回の研究では、15件の試験から得られたエビデンスに基づき、緩和ケアによって1カ月後および3カ月後の患者のQOLに臨床的に有意な改善がみられることがわかった。症状の負荷にも改善がみられたが、そのエビデンスは比較的弱いものであった。

このほか、緩和ケアによって高度な治療計画、患者や介護者の満足度、医療財源の利用などの面で改善がみられた一方、自宅と病院のどちらで死を迎えるか、治療が患者や介護者の気分にも及ぼす影響、全体的な医療費低減の有無などの面では一貫したエビデンスは得られなかった。また、6カ月後の時点ではQOLや症状管理の改善を裏付けることはできなかった。それでも今回のデータからは、患者のストレスが最も大きい時期に、緩和ケアによってQOLの向上と症状の軽減が得られたことがわかると、Kavalieratos氏は述べている。米ミシガン大学ヘルスシステム(アナーバー)教授のPreeti Malani氏は、今回の結果が緩和ケアの価値を示すものであることに同意し、「正式に緩和ケアの訓練を受けた医師は少ない。重篤疾患患者と関わる医師にはもれなく訓練を行う必要がある」と指摘している。

ヘルスデージャパン 2016年12月1日

<http://healthdayjapan.com/2016/12/01/14332/>

Point of View

◎緩和ケアに直接的な延命効果があるというわけではなさそうですが、緩和ケアは、患者の症状、痛み、ストレスの軽減に役立ち、患者や家族の意思決定を助け、心理的支援を行う効果も期待できるとの事です。まだまだ、正式に緩和ケアの訓練を受けた医師は少ない現状から、この分野でも更なる研究が進められることを望みます。

▼ノロウイルス猛威、1週間の患者数5万4000人超 各地で「警報」…手洗いなど呼びかけ

国立感染症研究所は13日、ノロウイルスなどで激しい下痢や嘔吐(おうと)などの症状を起こす「感染性胃腸炎」の患者数が、11月28～12月4日の1週間で、1医療機関当たり17.37人に上ったと公表した。平成18、24年に次ぐ高い水準で、各地で「警報」が発令された。厚生労働省などは、食事や調理前の手洗いなどの徹底を呼びかけている。ノロウイルスは冬に多発する食中毒の原因として知られる。感染研によると、全国約3千の定点医療機関から報告された平均患者数は、11月から急増し、12月4日までの1週間の患者数は5万4876人。例年より早く流行が始まった。1医療機関当たりでは、昨年同期比の約3倍となった。都道府県別で最も多かったのは、宮城で45.75人。次いで、山形(33.47人)、三重(27.71人)、埼玉(26.73人)、東京(26.64人)、神奈川(23.62人)の順となった。20人を超えると警報レベルを突破し、東京、埼玉、千葉、神奈川など各自治体が警報を出している。ノロウイルスに

感染すると、1～2日間の潜伏期間を経て、嘔吐や下痢を繰り返す。通常は数日で回復に向かうが、持病のある人や高齢者などが発症すると死に至る場合もある。

産経ニュース 2016年12月13日

<http://www.sankei.com/life/news/161213/lif1612130025-n1.html>

Point of View

◎厚生労働省のHPに、ノロウイルスに関するQ&Aが記載されています。

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/syokuchu/kanren/yobou/040204-1.html

例年より、感染が早く流行し始めたようですね。各地でも警報が出てきています。手洗いうがいなど、当たり前のことが大事になります。皆様もお気を付けください。

▼中年世代も要注意、冬場のヒートショック

急激な血圧の変化が原因で心筋梗塞などを引き起こす「ヒートショック」は、冬に多い傾向がある。高齢者に多いイメージのヒートショックだが、実際どのような人が気を付けなければならないのか。

入浴中のヒートショック関連死は交通事故死の3倍超

冬場に多く発生するお風呂に関連した事故。その原因として、脱衣所と湯船の中の温度差が大きいことが挙げられる。こうした急激な温度変化により血圧が上下し、心臓などの血管に大きな負担がかかって、心筋梗塞や脳梗塞を起こす「ヒートショック」状態に陥ってしまう。

東京都健康長寿医療センター研究所によると、2011年の1年間にヒートショックに関連した入浴中の急死者数は約17,000人と推計されている。交通事故による死亡者数は4,611人で、それと比べても3倍をはるかに上回る。

入浴中の死亡事故は、気温の低い時期に多発する。東京都福祉保健局東京都監察医務院による「東京都23区における入浴中の死亡者数の推移」を見ると、入浴中の事故死は11～3月に多く、特に12月と1月に目立つ。

最近では、ヒートショックに対する注意喚起が進み、そのおかげか、私たちの間でも、ヒートショックの危険性に対する意識は高まっている。ヒートショックに気を付けなければならないのはどのような人か。

家庭の浴槽で溺死するケースは高齢者に多いが、厚生労働統計協会が示すデータを見ると、40歳代から徐々に増加する傾向にあるという。浴槽での溺死にヒートショックとの関連が考えられることから、ヒートショックは高齢者だけが気を付ければよいというものではなく、40歳代から「ヒートショック予備軍」として注意が必要になりそうだ。

ノザキクリニックの野崎豊院長は、「冬は夏と異なり、寒さのために血管が収縮して、末梢の血行が悪くなり、血圧が高くなりがちです。血圧が高めの人には特に、血圧の急な変動に注意して、意識的にヒートショック対策を心掛けてください」とコメントしている。

(あなたの健康百科編集部)

メディカルトリビューン (2017年01月10日)

<http://kenko100.jp/articles/170110004205/#gsc.tab=0>



写真提供イメージ

Shutterstock

Point of View

◎入浴中のヒートショック関連死は交通事故死の3倍超(2011年)で、40歳代から徐々に増加するそうです。中高年といえども、寒い時期には注意が必要です。

▼「座りすぎ」の解消で2型糖尿病患者に好影響(2016.12.15配信)

2型糖尿病患者は、ときどき立ち上がったたり、のんびりと散歩するだけでも血糖コントロールが改善する可能性が、新しい小規模な研究で示された。糖尿病患者では、中強度～高強度の運動を行うよう推奨されることが多いが、患者のほとんどはそのアドバイスには従っていないのが現状だ。しかし、今回の研究では、座っている時間を少し減らすだけでも、血糖コントロールの改善というベネフィットが実際に得られることがわかった。

マーストリヒト大学医療センター(オランダ)のBernard Duvivier氏が主導した今回の研究は、2型糖尿病患者を対象に、ときどき立ち上がって軽いウォーキングをするよう促し、座る時間を減らすことが、一般的な運動療法の代わりになりうるのかを調べたもの。運動に関する現行のガイドラインでは、2型糖尿病を予防するには、中強度～高強度の運動を1週間に150分以上行うことが推奨されている。

しかし、同氏によると、患者の10人に9人はこの勧告に従っていないという。同氏は、男性の2型糖尿病患者19人(平均年齢63歳)を対象に、以下の3つの運動プログラムをそれぞれ4日間行ってもらった。1つめのプログラムは、1日14時間を座位で過ごしながらか、ウォーキングを1時間行い、立位で1時間過ごす

もの。2 つめは、ウォーキングを 1 日 2 時間行い、30 分ごとに立ち上がって合計 3 時間を立位で過ごすもの（座位時間を減らすプログラム）。3 つめは、1 日 1 時間を座位の代わりに室内でサイクリング運動を行うもの（運動プログラム）。座位時間を減らすプログラムと運動プログラムは、1 日のエネルギー消費量が同じになるよう調整した。

その結果、座位時間を減らすプログラムあるいは運動プログラムを行うと、対象患者の血糖コントロールが有意に改善することがわかった。とくに座位時間を減らした場合に、血糖値は最も改善していたという。今回の知見に、米ノースウェル・ヘルス・サウスサイド病院（ニューヨーク州）の Robert Courgi 氏も同意を示している。「長年にわたって糖尿病患者に運動療法を指導しているが、多くの患者では失敗に終わっていた。しかし、結局のところはどんな運動でも血糖値を下げる助けになるようだ。“座っている時間を少しでも減らす”という今回のメッセージは、過去の運動レジメンよりも成功率を高めるものと期待される」と同氏は述べており、この新しい知見は、糖尿病管理における運動療法を再考する際の参考になるとしている

ヘルスデージャパン 2016 年 12 月 15 日

<http://healthdayjapan.com/2016/12/15/14470/>

Point of View

◎糖尿病において、血糖値のコントロールが大切なのは当然のことですが、日常生活における適度な運動も、血糖値のコントロールと変わらず大切です。今回の記事では、座位時間を減らすプログラムで、血糖コントロールが有意に改善することがわかりました。我々も仕事柄、座る時間が長いことから、意識的に立つことを心掛けたいですね。

▼睡眠中に免疫系は「再起動」する(2017. 1. 12 配信)

睡眠中に免疫系がどのように回復するのかに関する洞察が得られたとの報告が、「American Journal of Physiology – Regulatory, Integrative and Comparative Physiology」2016 年 10 月 1 日号に掲載された。ドイツ、チュービンゲン大学医療心理学・行動神経生物学部の Luciana Besedovsky 氏らの研究。同氏らは、健康な若年男性 14 人（平均年齢 25 歳）を対象として、夜間に睡眠をとったときと一晩中起きているときにそれぞれ採血し、その検体から免疫系の基礎となる白血球である T 細胞の濃度について分析した。

その結果、被験者が夜間に十分な睡眠をとった場合は、全タイプの T 細胞の濃度が就寝後 3 時間以内に低下したが、一晩中起きていた場合は高いままであった。睡眠中に T 細胞が血流からどこへ移動するのかは不明だが、過去の研究では、リンパ節に集積する可能性が示唆されているという。Besedovsky 氏は、「睡眠中の血中 T 細胞濃度の急速な低下は、一晩眠らないだけでも免疫系に影響が生じることを示している。これは全般的な健康に規則的な睡眠が重要である理由の 1 つかもしれない」と述べている。

ヘルスデージャパン 2017 年 1 月 12 日

<http://healthdayjapan.com/2017/01/12/14755/>

Point of View

◎睡眠の重要性について、改めて確認できたと思います。今回の研究結果は、常識的に考えても当然の結果と考えられますが、個人差も踏まえたうえで、どれくらいの睡眠時間の差で有意差が現れるかなどについて、更なる研究が必要かと考えられます。健康のためにも、適切な睡眠を心掛けるようにしたいものですね。

FM ラジオ「FM ちゅーピー76.6MHz」

FM ラジオ「FM ちゅーピー76.6MHz」サイマルラジオスタート
お口の健康ひろば デンタルパーク 毎週月曜日午前 8 時 40 分から



1 月 24 日収録 2 月 6 日放送分
山下達郎「風の回廊（コリドー）」

佐伯歯会 中林浩樹氏

「ガン治療と口腔ケア」

ガンの治療は、ガンそのものに対する作用だけでなく歯や歯肉を含め全身に影響を与え

る可能性があります。しかし、ガン治療前と治療中にお口の中を清潔に保てば、辛い副作用を軽減することができます。ガン治療が始まる前にお口の中の環境を整え、万全の状態

で治療に臨みましょう。

1月24日収録 2月13日放送分

RADIO FISH 「PERFECT HUMAN」

佐伯歯会 林明子氏

「歯とお口の機能について」

「口」は食べ物や水、酸素といった生命維持に不可欠な物質、細菌・ウイルス等の病原体や抗原等の全身の感染や免疫機能に関わるもの等々、あらゆる外界のものとの入り口です。また、同時に会話による自己表現等の社会性を担う器官でもあります。ヒトの体における「口」の重要な役割について一緒に考えてみましょう。

1月24日収録 2月20日放送分

Suchmos 「STAY TUNE」

佐伯歯会 末川洋平氏

「保険外治療を希望される方へ」

「保険外の診療」という言葉を耳にされた

事があると思いますが、実際どういうものなのかを御存知ではない方もいらっしゃるのではないのでしょうか？今回は、その「保険外の診療」についてお話ししたいと思います。

1月24日収録 2月27日放送分

LGMonkees 「3090～愛のうた～」

佐伯歯会 河野敦志氏

「入れ歯の手入れとブリッジの清掃」

入れ歯やブリッジを長く使うためには毎日の手入れが大切です。清掃が不十分だと歯周病やむし歯になって、さらに歯を失ったり、入れ歯やブリッジを作り直さないといけなくなります。そうならない為の具体的方法についてお話します。

会員ひろば

新入会員紹介



岡田 浩幸

この度、広島市歯科医師会に入会させていただきました、岡田浩幸と申します。平成29年4月に西区南観音で「ゆき歯科クリニック」の開業を予定しております。

入会に際しまして、多くの先生方にご心配やご迷惑をおかけしたにも関わらず、温かいご指導、ご助言をいただきました事、大変感謝致しております。この場をお借りして、心より御礼申し上げます。

私は広島に生まれ、平成21年に九州歯科大学を卒業後、広島大学病院臨床歯科研修医、広島市内の歯科医院勤務を経て、縁あって南観音で開業させていただく運びとなりました。現在はオープンに向けた準備に追われる毎日、開業とは歯科医業と医院経営、夢と現実のバランスで成り立っているのだと、その難しさを日々痛感しております。

歯科医師会の先生方には何かとご迷惑をおかけする事と思いますが、地域医療に貢献できるように努めてまいりますので、ご指導、ご鞭撻の程、どうぞ宜しくお願い申し上げます。



橋田 崇史

この度、広島市歯科医師会に入会させていただきました橋田崇史と申します。私は九州歯科大学を卒業後、開業医での勤務を経て、平成24年2月に安芸郡府中町にて「橋田歯科医院」を開業し、その後縁あって平成28年12月に東区曙にて移転開業させていただきました。

入会に際しましては多くの先生方にご指導、ご助言を頂き、誠にありがとうございました。この場をお借りして心より御礼申し上げます。

移転してきて、右も左もわからない状況なので、歯科医師会の先生方にはこれから何かとご迷惑をおかけすることもあると思いますが、地域医療に貢献できるように努めてまいりますので、今後ともご指導ご鞭撻の程よろしくお願ひいたします。



櫻井 博之

会員の皆様、こんにちは。この度、平成 28 年 11 月に広島市歯科医師会へ新規入会させていただきました、櫻井博之と申します。本年 1 月 6 日に、広島市中区舟入川口町にて「さくらい歯科」を開院させていただきました。この場をお借りして自己紹介とご挨拶をさせていただきます。私が歯科医療に携わるきっかけとなったことについてですが、父は広島にて小児科医として、祖父は東京にて歯科医として、曾祖父は山口にて脳脊髄神経科医として開業しておりまして、自分自身も様々な治療を受ける度に医療の重要性を感じ、自然と医療人になりたいと考えるようになりました。そして一足先に私の兄が歯学部へと進学し、私も後を追うように同学部へ進学しました。そして平成 17 年に奥羽大学を卒業し、現在 12 年目となります。若輩者ではございますが、地域の歯科医療に貢献できるよう努力していきたいと存じますので、今後ともご指導ご鞭撻を賜りますよう何卒宜しくお願い申し上げます。



山崎 利恵

この春、西区南観音に開業致しました山崎利恵と申します。歴史ある広島市歯科医師会に入会させていただき、誠に感謝しております。

ところで、南観音は私の生まれた地であり、物心ついた時分から歯科の診療所が遊び場代りとなっております。大好きだったネギ畑やイチジク畑がどんどん切り開かれて賑わいのある住宅地となっていく地域の風景を寂しいような嬉しいような複雑な気持ちで見守ってまいりました。

大学卒業以来、たくさんの方々の支援を受けご指導をいただき、また勉強させていただき、さらに入会の際には近隣の先生方、父の代よりお付き合いのあった先生方にアドバイスを頂戴し大変お世話になりました。この場を借りて重ねて厚く御礼申し上げます。

まだまだ若輩者で至らぬ点もあり、何かとご迷惑をおかけするかと存じますが、広島で父の後を継いでいけるよう日々、精進してまいりますので、今後ともご指導ご鞭撻の程、よろしくお願い致します。



新谷 奈穂子

このたび、歯科医師会に入会させていただきました新谷奈穂子と申します。平成 29 年 1 月に東区牛田新町の山本歯科医院の跡地で「なほ歯科医院」を開業させていただきました。

広島大学歯学部を卒業後、安芸郡海田町の長畑歯科医院に勤務し約 19 年間お世話になりました。その間に結婚、出産も経験し、かなりよいお年頃になった昨年末、ご縁をいただき急遽開業させていただくことになりました。

入会に際しましては、多くの先生方からご指導とご助言を賜り誠にありがとうございました。この場をお借りして厚く御礼申し上げます。

会員の先生方に助けていただきながら、また、開業と重なった子どもの受験のために参加した、某塾の説明会で配られた子ども用の資料の中の「やった後悔よりやらなかった後悔の方が大きい」という言葉で心を奮い立たせ、なんとか頑張っていることに感謝しております。

まだまだ未熟者ではございますが、地域の皆様に信頼され、愛される歯科医院、歯科医師を目指して頑張っていきたいと思っております。今後ともご指導、ご鞭撻の程よろしくお願いいたします。



今村 典裕

広島市歯科医師会員のみなさまにおかれましては益々御清祥の事とお慶び申し上げます。

この度、広島市歯科医師会に入会させていただきました今村典裕と申します。どうぞよろしくお願い致します。

この度の入会に際しましては、川原正照会長をはじめ、石橋良三先生他多くの先生方にご指導ご鞭撻を賜りました事、心より御礼申し上げます。

昭和 39 年に広島で生まれ、修道中高を経て広島大学卒業後、石橋歯科医院等で勤務させて頂き、平成 12 年に中区小町にて小町歯科クリニックを開業させて頂き現在に至っております。

患者さんのため、地域のために微力ではありますが貢献させて頂きたいと思っております。今後とも会員の先生方におかれましては、暖かいご指導ご鞭撻を賜りますようどうかよろしくお願い申し上げます。

1 月定例理事会報告

「部外報告」

- 1 月 1 2 日 広島市医師会 NewYearParty2017
- 1 月 1 3 日 新会館口腔保健センター機器説明会
- 1 月 1 4 日 安芸歯科医師会創立 70 周年記念式典・祝賀会
- 1 月 2 0 日 広島市連合地区地域保健対策協議会「災害時医療救護検討委員会」
- 1 月 2 1 日 中四国地区会長・日歯代議員会議（高松）
- 1 月 2 2 日 （県）新会館落成式典（会員向けお披露目会）
- 1 月 2 5 日 ひがしの会説明会
- 1 月 2 5 日 穴吹メディカルケア説明会
- 1 月 2 6 - 3 0 日 社保診療報酬審査（合議 3 0 日）予定
- 2 月 3 日 再審査予定

（連盟関係）

- 1 月 1 0 日 平成 29 年賀詞交歓会（公明党）
- 1 月 1 4 日 岸田文雄後援会新年互礼会
- 1 月 2 4 日 自民党全広連支部・広島南第 1 支部合同新年互礼会（中本弘・隆志）

「総務関係」

- 1 月 7 日 臨時理事会
- 1 月 7 日 新年互礼会
- 1 月 8 - 9 日 新会館事務所移転
- 1 月 1 0 日 引渡
- 1 月 1 2 日 滅菌事業機器移設
- 1 月 1 6 日 広島市歯科医師会会長

予備選挙公示

- 1 月 1 7 日 休日歯科救急機器移設
- 1 月 1 7 日 休日診療薬剤師会視察
- 1 月 1 8 日 鶴羽根神社お祓い
- 1 月 1 8 日 保険・医療対策部新年会
- 1 月 2 1 日 会長予備選挙届出締切
- 1 月 2 1 日 B 型肝炎ワクチン接種（第 3 回目）
- 1 月 2 3 日 会長予備選挙結果通知
- 1 月 2 3 日 中区支部中央 1 班新年会
- 1 月 2 4 日 三役会
- 1 月 2 5 日 本会会長予備選挙当選証書授与
- 1 月 2 5 日 定例理事会

（入会退会関係）

- 1 2 月 2 9 日 東区支部 新谷奈穂子先生入会
- 1 月 6 日 中区支部 今村典裕先生入会
- （県歯理事会関係）
- 1 月 1 2 日 県歯理事会

（1）総務部（本山理事）

- 1 月 5 日 県警本部新年挨拶
- 1 月 7 日 臨時理事会
- 〃 新年互礼会
- 1 月 8 - 9 日 新会館事務所移転
- 1 月 1 2 日 委員会
- 1 月 1 8 日 警察歯科委員会
- 1 月 2 0 日 地対協災害救護検討委員会
- 1 月 2 1 日 B 肝ワクチン予防接種

（2）学術部（蜂須賀理事）

- 1 月 7 日 新年互礼会
- 1 月 2 0 日 学術部委員会
- 〃 東区多職種連携会議

(3) 保険・医療対策部 (瓜生理事)

- 12月29日 会員面談
- 1月 5日 (県)保険部常任委員会
- 1月 7日 新年互礼会
- 1月8-9日 新会館事務所移転
- 1月10日 会館移転に伴う
Web ページ改定
- 1月17日 薬剤師会との打合せ
- 1月18日 定例委員会
- 1月18日 国保連合会歯科再審査部会
- 1月18-23日 国保連合会歯科審査部会
- 1月19日 会員面談
- 1月21日 国保連合会歯科審査部会
新年互礼会
- 1月22日 新会館内覧会
- 1月22日 会員面談
- 1月23日 会員面談

(4) 地域歯科保健部

- 1月 7日 臨時理事会
- 〃 新年互礼会
- 1月8-9日 新会館事務所移転
- 1月18日 (県)地域保健部、学校歯科保健部、
介護・福祉医療部、口腔保健
センター部、常任委員会
- 1月19日 定例委員会
- 1月20日 広島赤十字・原爆病院地域医療
連携研修会(小勉強会)
- 1月22日 新会館内覧会
- 1月25日 「ヘルスケアホーム井口」に
ついてひがしの会(特定施設入
居者生活介護事業者)との協議
- 〃 「アルファリビング広島中広」
について穴吹メディカルケア
(特定施設入居者生活介護
事業者)との協議

<地域連携> (有馬理事)

- ・紙芝居増刷について
- ・歯垢染色剤の安全性について
- ・平成29年度学校歯科医協議会について
- ・平成28年度学校保健統計調査速報について
- ・児童福祉法等の一部を改正する法律の
公布について
- ・平成28年度食育プロジェクトポスター
セッションへの参加について

<地域連携> (小松理事)

- 1月 5日 中区第4合議体介護認定審査会
- 1月 6日 休日診療レセプト点検
- 1月10日 「アビラージュ広島戸坂」に
ついてはれコーポレーション

(特定施設入居者生活介護
事業者)との協議

- 1月12日 中区第4合議体介護認定審査会
- 1月18日 (県)2017年広島東洋カープ
新入団選手歯科健診
- 〃 平成28年度第2回広島市在宅
医療・介護連携推進委員会
- 1月19日 中区第4合議体介護認定審査会
- 1月21日 (中区地対協)第7回吉島圏域
多職種連携会議
(吉島福祉センター)
- 1月23日 中区支部第1班新年会
- 1月24日 (県)広域連合との協議
(今後の後期高齢者歯科健診・
歯科保健事業展開について)

<地域保健> (能美理事)

- 12月31日 協議会対応
- 1月15日 協議会対応
- 1月17日 (県)福屋駅前店
簡易唾液潜血検査
- 〃 休日歯科救急医療について
アイデンスとの協議
- 1月23日 協議会対応
- 1月24日 (県)福屋駅前店
簡易唾液潜血検査、健診票の
チェック

(5) 広報部 (橋岡理事)

- 1月 5日 委員会
- 1月 7日 新年互礼会
- 1月8-9日 新会館事務所移転
- 1月12日 委員会(情報発信部門)
- 1月17日 委員会(情報調査部門)
- 1月22日 新会館内覧会
- 1月24日 FMちゅーピー
(久保田様)と協議
- 〃 FMちゅーピー収録佐伯歯会
(末川洋平氏、河野敦志氏、
林明子氏、中林浩樹氏)
- FMちゅーピー(新聞掲載)
- 1月 9日 「歯を失ったままにしておく
とどうなるの？」
清原真太郎氏(安佐歯会)
- 1月16日 「みがき残しに歯周病の原因菌」
明見佳子氏(安佐歯会)
- 1月23日 「歯を失ったところは
どうするの？」
山脇典士氏(安佐歯会)
- 1月30日 「セルフケアの三種の神器」
平川正彦氏(安佐歯会)

(6) 広島市歯科医師会ホームページについて

ホームページアクセス数

一般サイト 訪問者 935(累計 29, 227)

ページビュー3, 953(累計 139, 588)

会員サイト 訪問者 240(累計 17, 125)

ページビュー825(累計 171, 067)

広報部 … Talking Heads<最新情報>

掲載件数 75 件(12/21~1/20)

(7) 特別委員会

(8) 救急蘇生委員会

(9) 会館移転準備

1月8-9日 新会館事務所移転

1月10日 引渡

1月12日 滅菌事業機器移設

1月17日 休日歯科救急機器移設

1月18日 鶴羽根神社お祓い

1月22日 (県)新会館落成式典
(会員向けお披露目会)

(10) 創立 100 周年記念事業について

(11) 各部事業計画について

(12) 歯科医療安全相談

1月13日 相談 治療後の痛みについて
(40 歳代女性)

12月19日、20日、28日
も tel あり

「協議事項」

(1) 会費について (1 名)

終身会員資格取得による会費額変更について承認

(2) 入会について (1 名)

1 名継続審議

(3) 学校歯科医の選任について

・藤原彰先生退任に伴う古田中学校の後任に濱岡代枝先生を推薦することを承認

・三宅茂樹先生退任に伴う中島小学校の後任に津田祐一先生を推薦することを承認

(4) 新しい節目年齢歯科健診票について

変更内容について協議

(5) 新会館会議室の賃料について

会議室使用料等について検討

(6) 会館関連資金の引当について

現状を踏まえ今後の引当について協議

(7) デンタルパークひろしまHPについて

HP 更新について検討

(8) その他

特になし

「その他」

(1) 広島市歯科医療福祉対策協議会役員会・総会について

報告事項、協議事項について検討・協議

(2) 休日歯科救急診療における未払い案件に関する裁判について

内容について報告

(3) 広島県歯科医師連盟からの要請について
連盟加入状況を踏まえ内容について報告

(4) その他

特になし

「広島市歯科医師会だより 第 117 号」におきまして、誤りがございました。

大変申し訳ございません。下記の通り、訂正点をご報告いたします。

P. 3 行事報告「新年互礼会」

誤)「熊谷宏歯市会副会長・・・」

正)「熊谷宏市歯会副会長・・・」

P. 5 西区支部「平成 28 年西区支部忘年会」

誤)「杉原洋一次期副支部長の・・・」

正)「杉原陽一次期副支部長の・・・」

皆様にご迷惑をおかけしましたこととお詫びするとともに、ここに訂正させていただきます。

会員の皆様へ

広島市歯科医師会だよりに関するご意見やお問い合わせは、各記事に担当部がある場合は、担当部の理事あてにお願いします。それ以外については、広島市歯科医師会事務局ないしは広報部担当理事橋岡優までお寄せ下さい。

広島市歯科医師会事務局 E-Mail: hiroshima@dentalpark.net

広報部担当理事 橋岡優 E-Mail: s.d.c@helen.ocn.ne.jp

広島市歯科医師会ホームページ <http://www.hiroshima-da.com/>

会員専用ページ PASS : 2442662

新会館の住所及び連絡先

〒732-0057

広島市東区二葉の里 3 丁目 2 番 4 号

広島市歯科医師会 TEL : 082-262-2662

FAX : 082-262-2668

休日診療専用電話 TEL : 082-262-2672

